**◎日常生活機能評価**

地域連携パスによるリハビリテーションの効果を測る際に必須とされる患者の機能評価で**13項目19点**からなる。点数が高いほど介助 、看護が必要である。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 患者の状況等 | 点数 | | |
| 0点 | 1点 | ２点 |
| １ | 床上安静の指示 | なし | あり |  |
| ２ | どちらかの手を胸元まで  持ち上げられる | できる | できない |  |
| ３ | 寝返り | できる | 何かにつかまれば  できる | できない |
| ４ | 起き上がり | できる | できない |  |
| ５ | 座位保持 | できる | 支えがあれば  できる | できない |
| ６ | 移　乗 | できる | 見守り・一部介助が必要 | できない |
| ７ | 移動方法 | 介助を要しない移動 | 介助を要する移動 |  |
| ８ | 口腔清潔 | できる | できない |  |
| ９ | 食事摂取 | 介助なし | 一部介助 | 全介助 |
| １０ | 衣服の着脱 | 介助なし | 一部介助 | 全介助 |
| １１ | 他者への意思の伝達 | できる | できる時とできない時がある | できない |
| １２ | 診療・療養上の指示が  通じる | はい | いいえ |  |
| １３ | 危険行動への対応 | ない | ある |  |

* 得点：０～１９点
* 得点が低いほど、生活自立度が高い

記入について

◎日常生活機能評価表の記入は、院内研修を受けた者が行うこと。

◎院内研修は、次に掲げる所定の研修を修了した者（修了証が交付されている者）もしくは

評価に習熟したものが行う研修であること。

＊国及び医療関係団体等が主催する研修（1日程度）であること。

＊講義及び演習により次の項目を行う研修であること。

・日常生活機能評価の考え方、日常生活機能評価表の構成と評価方法

・日常生活機能評価に係る院内研修の企画・実施・評価方法